

# 広報 みさと 号外

第20報 令和2年5月28日発行

## 「緊急事態宣言」解除は 安全宣言ではありません

5月14日に県内における緊急事態宣言が解除されました。

現在、国内の感染者は減少傾向にあるものの、人の移動により再度、感染が拡大する可能性があります。引き続き、「三つの密」のある場所への移動や感染ハイリスク地への不要不急の外出については、自粛をお願いします。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の第二波を防ぎ、安全で快適な生活を送るためには、町民の皆さま一人一人が意識的に感染対策を継続していくことが必要です。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

### 【新しい生活様式を身に着けましょう】

今後は、新型コロナウイルス感染症に対して、年単位で続くとも言われるこの状況を受け入れて、人的被害を最小化しつつ共生することが大切です。

この先、日常生活の中で取り入れてほしい「新しい生活様式」の実践例を具体的に掲載します。引き続き気を緩めることなく感染拡大防止策を継続させていきましょう。

#### ◆基本的な感染対策

- ・感染防止の3つの基本：①身体的距離（約2m）の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ・咳エチケットや健康チェック、「3密」の回避
- ・移動に関する感染対策：感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える

#### ◆日常生活の各場面別の生活様式

##### 買い物

- ・通販や電子決済を利用する
- ・1人または少人数ですいた時間に計画を立てて手早く済ます
- ・サンプルなどの展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは前後にスペースをとる

##### 娯楽・スポーツなど

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用する
- ・ジョギングなどは少人数で行う
- ・予約制を利用する
- ・狭い部屋での長居は避ける
- ・歌や応援は適度な距離かオンラインで

※厚生労働省：「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』を公表しました」から抜粋

##### 公共交通機関の利用

- ・会話は控えめにする
- ・混んでいる時間帯はできるだけ避ける
- ・徒歩や自転車利用も併用する

##### 食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも利用する
- ・野外の空間も利用する
- ・大皿は避けて料理は個々に盛る
- ・対面ではなく横並びで座る
- ・料理に集中し、おしゃべりは控えめにする
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける

##### 冠婚葬祭などの親族行事

- ・大人数での会食は避ける
- ・発熱や風邪の症状がある人は参加しない



©2010 熊本県くまモン

### 【新型コロナウイルス感染症の相談窓口が変更になりました】

熊本県新型コロナウイルス感染症専用相談窓口（コールセンター）

☎096 - 300 - 5909（24時間対応）

※相談の目安については、「広報みさと号外第19報」または町ホームページをご覧ください。



## 美里町中小企業者事業継続支援金

町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けている事業者の皆さまを支援するため、国の「持続化給付金」または県の「事業継続支援金」の受給者を対象に、町独自の支援金を給付します。

### <給付対象要件>

- ・町内に本社または本店を有する法人または個人事業者であること
- ・支援金受給後も事業活動を継続する意思があること
- ・国の持続化給付金または県の事業継続支援金の給付決定者であること
- ・町暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員などに該当しないこと
- ・国または県以外の他の地方公共団体から同様の目的の支援金などの交付を受けていないこと
- ・町税などの滞納がないこと

### <支援金の額>

①国：持続化給付金受給者 法人 20万円 個人事業者 10万円

②県：事業継続支援金受給者 法人 10万円 個人事業者 5万円

※1事業者、①または②どちらか1回限りの申請となります。

### <受付期間>

6月1日（月）～令和3年2月1日（月）

### <申請方法>

※申請時に、国または県の給付（交付）通知書の写しの提出が必要となりますので、通知書を受領した場合は保管をお願いします。

### ◇問合せ・送付先

林務観光課 ☎47 - 1112（直通）

〒861 - 4732 美里町三和420番地 美里町役場 林務観光課「事業継続支援金」係 宛

原則

郵便での申請を  
お願いします



## 徴収猶予の「特例制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などに係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

※担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）猶予期間途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付することも可能です。

### <対象となる方>

以下の①・②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

（注）「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請する方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### <対象となる地方税>

・2月1日から令和3年1月31日までに、納期限が到来する町民税（個人・法人）、軽自動車税、固定資産税 国民健康保険税とほぼすべての税目が対象になります。

・これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡ってこの特例を利用することができます。

### <申請手続など>

・関係法令の施行から2カ月後（令和2年6月末）または、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。

・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出してください。提出が難しい場合は口頭で伺います。

※徴収猶予申請書などの様式については、町ホームページに掲載しています。

◇問合せ 税務課 納税係 ☎46 - 2112（直通）